

人事委員会年報

平成 25 年度

新潟市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会事務局組織及び所掌事務	3
	(1) 組織	
	(2) 所掌事務	
5	予算	4
6	人事委員会の開催状況	4

第2章 事業概要

1	採用	9
	(1) 採用試験	
	(2) 採用選考	
2	昇任	13
	(1) 昇任試験	
	(2) 昇任選考	
3	職員の給与等に関する報告及び勧告	13
4	条例の制定・改廃に対する意見	20
5	任命権者からの申請・協議に基づく承認等	22
	(1) 任用関係	
	(2) 給与関係	
6	勤務条件に関する措置要求	23
7	不利益処分に関する不服申立て	23
8	苦情相談	24
9	職員団体の登録	24
10	管理職員等の範囲	24
11	労働基準監督機関としての職権の行使	28
	(1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況	
	(2) 職権行使の状況	
12	人事委員会規則等の制定・改廃	29

第1章 組織と運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとされています。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成19年1月11日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく新潟市人事委員会設置条例（平成18年新潟市条例第75号）により、人事委員会を設置しました。同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となりました。

2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

(平成26年4月1日現在)

職	氏名	就任日	任期	備考
委員長	丸山 正	19. 1. 11	23. 1. 11 ～ 27. 1. 10	弁護士
委員 (委員長 職務代理者)	岡田 一久	25. 1. 11	25. 1. 11 ～ 29. 1. 10	元新潟市西区長，総務部長
委員	大掛 幸子	19. 1. 11	26. 1. 11 ～ 30. 1. 10	

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

(1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃にあたり、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。
- キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

(2) 準立法権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

(3) 準司法権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員の不利益処分についての不服申立てについて審査し、裁決又は決定をすること。

4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

平成 26 年 4 月 1 日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 10 人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- エ 人事記録の管理に関すること。
- オ 人事に関する統計報告に関すること。
- カ 競争試験，選考その他の任用に関すること。
- キ 職階制に関すること。
- ク 給与，勤務時間その他の勤務条件，研修及び勤務成績の評定，厚生福利制度に関する調査研究に関すること。
- ケ 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払いの監理に関すること。
- サ 分限及び懲戒に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)
- シ 勤務条件の措置要求に関すること。
- ス 不利益処分についての不服申立てに関すること。
- セ 職員の苦情処理に関すること。
- ソ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- タ 管理職員等の範囲に関すること。
- チ 職員団体の登録に関すること。
- ツ 労働基準監督機関の権限行使に関すること。
- テ 公印の管理に関すること。
- ト 文書の収受，発送及び保存に関すること。
- ナ 事務局職員の人事，給与及び服務に関すること。
- ニ 事務局の予算，決算に関すること。

5 予算

平成 25 年度における本委員会の予算は、次のとおりです。

単位：千円

科 目	予 算 額
人 事 委 員 会 費	98,576
報酬	4,380
給料	45,452
職員手当等	23,644
共済費	15,076
報償費	180
旅費	1,323
需用費	1,329
役務費	342
委託料	4,333
使用料及び賃借料	580
負担金補助及び交付金	1,937

6 人事委員会の開催状況

本委員会の平成 25 年度における開催状況は次のとおりです。

回数	開 催 年月日	議 案 等
第 1 回 定例会	25. 4. 3 15:00 開会 16:35 閉会	議案 1 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則及び新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部改正について 2 新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則及び新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部改正について 3 公平審査
第 2 回 定例会	25. 4. 17 15:03 開会 16:25 閉会	議案 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の実施について 2 新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部改正について 報告 1 平成 25 年職種別民間給与実態調査の実施について 2 平成 25 年 1 月及び 2 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 3 回 定例会	25. 5. 22 15:00 開会 16:40 閉会	議案 1 公平審査

第4回 定例会	25. 6. 5 14:57 開会 16:06 閉会	議案 1 平成 25 年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 2 公平審査 報告 1 平成 25 年職員給与実態調査の実施について
第5回 定例会	25. 6. 21 15:00 開会 16:53 閉会	議案 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の実施について 2 公平審査 報告 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の申込状況について 2 平成 25 年 3 月及び 4 月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について
第6回 定例会	25. 7. 3 15:00 開会 15:35 閉会	議案 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の受験状況について 2 平成 25 年職員給与実態調査の概要について 3 第 56 回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について
第7回 定例会	25. 7. 31 15:03 開会 17:30 閉会	議案 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（消防士 B，獣医師）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 平成 25 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の実施について 3 平成 25 年度新潟市職員採用選考試験（身体障がい者）の実施について 4 公平審査 協議 1 人事委員会勧告に向けた課題について 報告 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（任期付職員）の申込状況について 2 平成 25 年 5 月及び 6 月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について
第8回 定例会	25. 8. 15 14:56 開会 16:40 閉会	議案 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について（一般行政，消防士 B，獣医師以外） 報告 1 平成 25 年人事院勧告等の概要について 2 平成 25 年職種別民間給与実態調査の概要について
第9回 定例会	25. 8. 23 15:00 開会 16:25 閉会	協議 1 平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第1回 臨時会	25. 8. 28 13:30 開会 14:40 閉会	議案 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について（一般行政） 協議 1 平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第10回 定例会	25. 9. 11 13:30 開会 14:35 閉会	協議 1 平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 新潟市労働組合連合会からの申し入れについて

第11回 定例会	25. 9. 18 13:30 開会 17:35 閉会	議案 1 条件付採用期間の延長について 2 公平審査 協議 1 平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第2回 臨時会	25. 9. 25 13:30 開会 15:55 閉会	議案 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（任期付職員）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 公平審査 協議 1 平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 区長の公募について
第12回 定例会	25. 10. 2 13:27 開会 14:15 閉会	協議 1 平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の受験状況について 2 平成 25 年度新潟市職員採用試験（身体障がい者）の応募状況について
第13回 定例会	25. 10. 9 14:45 開会 14:55 閉会	議案 1 平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第3回 臨時会	25. 10. 24 15:02 開会 16:35 閉会	議案 1 公平審査
第14回 定例会	25. 11. 22 15:05 開会 15:53 閉会	議案 1 条例案に対する意見について
第15回 定例会	25. 11. 27 15:00 開会 17:15 閉会	議案 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度・免許資格職）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 平成 25 年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 3 条例案に対する意見について 4 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正について 5 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部改正について 6 新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正について 7 「新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について」の一部改正について 8 新潟市職員の平成 25 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則の制定について 9 「新潟市職員の平成 25 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置の運用について」の制定について 10 「初任給，昇格，昇給等規則の運用について」の一部改正について 11 新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部改正について
第4回 臨時会	25. 11. 29 15:05 開会 17:15 閉会	議案 1 新潟市職員任用規則の一部改正について 2 平成 25 年度新潟市水道局技能労務職員を対象とした転職試験の実施について

		3 公平審査
第 16 回 定例会	25. 12. 4 16:00 開会 17:15 閉会	議案 1 平成 25 年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 消防職員の昇任試験にかかる最終合格者の決定について 3 公平審査 報告 1 平成 25 年 7 月から 9 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 17 回 定例会	25. 12. 18 15:03 開会 17:03 閉会	議案 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 公平審査 報告 1 新潟市労働組合連合会からの申し入れについて 2 平成 25 年 10 月及び 11 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 18 回 定例会	26. 1. 8 14:58 開会 16:40 閉会	議案 1 公平審査 報告 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（任期付職員）の申込状況について
第 19 回 定例会	26. 1. 22 14:55 開会 16:55 閉会	議案 1 一般職の任期を定めた職員の採用の承認について 2 新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例別表第 1 の備考 2 に関する規則の一部改正について 3 公平審査 報告 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（任期付職員）の実施状況について 2 平成 25 年度新潟市水道局技能労務職員を対象とした転職試験の申込状況について
第 20 回 定例会	26. 2. 14 15:00 開会 17:13 閉会	議案 1 平成 25 年度新潟市職員採用試験（任期付職員）の最終合格者の決定及び名簿の確定について 2 平成 25 年度新潟市水道局技能労務職員を対象とした転職試験の第 1 次試験の合格者の決定について 3 職員を昇任させるための選考について 4 条例案に対する意見について 5 公平審査 報告 1 平成 26 年度新潟市職員採用・選考試験の実施について
第 21 回 定例会	26. 2. 26 15:00 開会 17:20 閉会	議案 1 平成 26 年度新潟市職員採用・選考試験の実施計画について 2 一般任期付職員にかかる任期の更新の承認について 3 公平審査 報告 1 平成 25 年 12 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 22 回 定例会	26. 3. 5 15:00 開会 16:00 閉会	議案 1 公平審査
第 23 回	26. 3. 12	議案 1 公平審査

定例会	15:00 開会 16:55 閉会	協議 1 平成 26 年度新潟市職員採用試験（大卒程度・6 月実施）変更案 について 2 割愛採用職員の給与の取り扱いについて
第 5 回 臨時会	26. 3. 26 15:00 開会 17:35 閉会	議案 1 新潟市職員任用規則の一部改正について 2 平成 26 年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 3 俸給の調整額の特例承認について 4 俸給表適用の承認について 5 職員の昇格級決定のための承認について 6 俸給表の運用を異にして異動する職員の俸給決定のための承認 について 7 一般職の任期付職員の俸給決定のための承認について 8 人事交流等採用職員の俸給の決定のための承認について 9 「免許所有職員等の経験年数の取扱いについて」の一部改正に ついて 10 公平審査 11 事務局職員の人事発令について

第2章 事業概要

1 採用

(1) 採用試験

平成25年度に実施した職員採用試験は、次のとおりです。

ア 実施日

※1 獣医師は第一次試験と第二次試験の区分なし

区分	職 種	第一次試験日			第二次試験日				第三次試験日				最終合格発表日
		筆記試験	作文試験	適性検査	作文試験	適性検査	集団面接	個別面接	作文試験	適性検査	集団面接	個別面接	
大学卒業程度	一般行政	6/30	/	/	/	/	/	7/22, 23	8/5	8/19~22		8/29	
	社会福祉							8/6	/	/	8/16		
	精神保健福祉相談員							8/5					
	土木							8/8					
	土木(水道)							8/8					
	建築							8/2					
	電気							8/7					
	電気(水道)							8/8					
	機械							8/2					
	化学							8/7					
	化学(水道)							8/8					
	農業							8/5					
	心理判定員							8/5					
	消防士A							7/5				7/5	8/2
	消防士B							/				/	7/24, 25
	一般行政 (国際・ロシア語)	10/20	/	/	12/8	12/19							
免許資格職	獣医師 ※1	/	/	/	7/17	8/1							
	栄養士	9/29	/	/	10/18	11/11	11/28						
	保育士A	/	/	/	11/10	11/12~14	12/19						
	保育士B	10/20	/	/	/	11/17, 23, 24							
	保健師	6/30	/	/	7/18	8/9	8/16						
	薬剤師(行政)		/	/	/	8/1							

高校卒業程度	一般事務	9/29	/	/	10/23	11/8	11/19	11/28
	学校事務A				10/22		11/18	
	学校事務B							
	土木				10/18		11/11	
	消防士				10/18		11/12	
民間企業等経験者	一般行政	10/20	/	/	11/9	11/24	12/8	12/19
	社会福祉				12/7			
	土木				11/30			
	土木(水道)							
	建築							
	電気				12/1			
	機械							
	化学				11/16			
	化学(水道)				11/30			
	薬剤師(行政)				11/23			
	保健師				11/16			
任期付職員	一般事務 (IT業務)	7/26	/	/	9/7	/	/	9/26
	一般事務 (債権管理業務)	7/29						
任期付短時間勤務職員	社会福祉	1/12	/	/	2/7	/	/	2/17

※1 獣医師は第一次試験と第二次試験の区分なし

イ 実施状況

区分	職種	応募者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	倍率 (A)/(B)
大学卒業程度	一般行政	613	447	44	10.2
	一般行政(国際・ロシア語)	29	20	1	20.0
	社会福祉	69	58	7	8.3
	精神保健福祉相談員	8	8	1	8.0
	土木	29	25	8	3.1

	土木（水道）	8	5	2	2.5
	建築	22	18	3	6.0
	電気	18	13	2	6.5
	電気（水道）	6	4	2	2.0
	機械	16	14	2	7.0
	化学	23	17	2	8.5
	化学（水道）	12	9	3	3.0
	農業	19	15	2	7.5
	心理判定員	21	13	2	6.5
	消防士A	91	86	5	17.2
	消防士B	87	81	15	5.4
免許資格職	保育士A	157	140	30	4.7
	保育士B	146	137	20	6.9
	獣医師	14	9	6	1.5
	栄養士	37	30	2	15.0
	保健師	36	31	8	3.9
	薬剤師（行政）	13	10	2	5.0
高校卒業程度	一般事務	100	85	7	12.1
	学校事務A	43	38	5	7.6
	学校事務B	92	66	2	33.0
	土木	3	2	0	—
	消防士	180	177	13	13.6
民間企業等経験者	一般行政	350	314	0	—
	社会福祉	29	28	3	9.3
	土木	41	38	6	6.3
	土木（水道）	4	3	1	3.0
	建築	22	16	2	8.0
	電気	10	10	2	5.0
	機械	12	9	1	9.0
	化学	31	30	2	15.0
	化学（水道）	6	4	2	2.0
	薬剤師（行政）	7	6	2	3.0

	保健師	11	11	3	3.7
任期付職員	一般事務（IT業務）	3	3	1	3.0
任期付短時間勤務職員	一般事務（債権管理業務）	21	21	10	2.1
	社会福祉	14	12	3	4.0
合 計		2,482	2,089	239	8.7

（２）採用選考

ア 平成 25 年度に実施した採用選考は、各任命権者に委任しているもの以外は、次のとおりです。

（ア）実施日

区 分	職 種	第一次試験日		第二次試験日		最 終 合 格 発 表 日
		筆記試験	適性検査	作文	個別面接	
身体障がい者	一般事務	10/27		/	11/20	12/5
	学校事務				11/21	

（イ）実施状況

区 分	職 種	応募者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	倍 率 ((A)/(B))
身体障がい者	一般事務	24	22	4	5.5
	学校事務	5	4	1	4.0

この選考は、競争的選考により実施しています。

イ 任命権者に委任している採用選考は、次のとおりです。

病院事業管理者 事務職 2人
免許資格職 120人

2 昇任

(1) 昇任試験

平成 25 年度の昇任試験について、各任命権者に委任しているもの以外は該当ありませんでした。

(2) 昇任選考

平成 25 年度の昇任選考について、各任命権者に委任しているもの以外は次のとおりです。

単位：人

任命権者 役職	市長	消防長	病院 事業 管理者	水道 事業 管理者	合計
部長	6	0	0	0	6
課長	40	3	7	5	55
合計	46	3	7	5	61

3 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対して、平成 25 年 10 月 9 日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

報 告 (概 要)

第 1 職員の給与等

1 職員給与の調査

技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「平成 25 年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)、消防職、福祉職、教育職(1)及び教育職(2)の 8 俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は 5,130 人で、平均年齢は 42.6 歳であり、実際に支払われた平均給与月額は、俸給 333,461 円、扶養手当 8,995 円、管理職手当 5,616 円、住居手当 4,580 円、その他の手当 1,310 円の合計 353,962 円（昨年 355,362 円、昨年比△1,400 円）である。

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 425 事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した 106 事業所について、「平成 25 年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。

（注）層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 92.5%、調査実人員は 4,160 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第 1 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	13.1	27.3	3.1	56.5
課長級	11.0	25.3	—	63.7

第 2 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施				定期 昇給 停止	定期 昇給 制度 なし
			増額	減額	変化なし		
係員	80.1	74.4	11.0	12.4	51.0	5.7	19.9
課長級	72.7	67.1	10.8	6.4	49.9	5.6	27.3

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 雇用調整の実施状況

第3表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項目	実施事業所の割合
部門の整理・部門間の配転	5.7
採用の停止・抑制	5.4
残業の規制	3.2
希望退職者の募集	3.2
賃金カット	3.2
転籍	1.7
一時帰休・休業	1.1
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	—
正社員の解雇	—
ワークシェアリング	—
雇用調整を実施した事業所	15.7

(注) 1 平成25年1月以降の実施状況である。

2 項目の内容は複数回答である。

ウ 給与の状況

(ア) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で31.0%（昨年44.1%）、高校卒で10.9%（同8.4%）となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で193,163円（同189,371円）、高校卒で157,745円（同156,640円）となっている。

(イ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあっては月額13,441円（昨年13,935円）、配偶者と子2人にあっては月額25,495円（同25,735円）となっている。

(ウ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は所定内給与月額額の3.94月分（昨年3.93月分）に相当している。

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

ア 比較方法

役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4月分の給与額を精密に比較した。

イ 比較結果

第4表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
358,219円	358,695円	△476円

(注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。

2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。

3 職員給与には、給与構造改革に伴う経過措置額を含む。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.95月)は、民間における特別給の支給割合(3.94月)を0.01月分上回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して1.2%下落している。また、同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では174,950円、3人世帯では201,520円、4人世帯では228,060円となっている。

(2) 人事院の勧告等

人事院は本年8月8日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告を行うとともに、一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定について意見の申し出を行った。

5 本年の給与の改定

(1) 月例給

本年4月時点で、職員給与が民間給与を476円(0.13%)上回る事となったことから、民間給与の水準に見合うよう引下げ改定を行うことが適切であると判断した。民間給与との格差(△476円)は、俸給表の引下げ改定により解消を図ることとした。

(2) 特別給

前記3(2)のとおり、民間の年間支給割合が本年の年間支給月数とおおむね均衡していたことから、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行わないこととした。

(3) 教育職員の給与等の改定

教育職員の俸給及び期末手当・勤勉手当については、従来から、任用の事情等により、新潟県の教育職員に準拠して定められ、又は同職員の例によるものとされている。このことを踏まえ、教育職俸給表その他の教育職員に適用する給与に関する措置については、新潟県の教育職員への措置内容に準じた取扱いとする。

6 その他給与に関する課題

(1) 給与構想改革における経過措置額の廃止

給与構造改革における経過措置額については、国及び新潟県においては、平成26年4月に廃止することとしており、本委員会においては、昨年、50歳台後半層の職員給与が民間給与を上回っていることから、経過措置額の取扱いも含め、世代間の給与配分の適正化の方法について速やかに検討を進めることを報告したところである。

本市における経過措置の対象者や経過措置額については、昇給、昇格等により減少してきているが、本年4月1日現在において、50歳台後半層の職員を中心に、一般俸給表適用者のうち2割弱の職員が経過措置額を受給している状況にあり、受給者の7割弱が55歳以上の職員となっている。

経過措置額については、給与構造改革から7年が経過してもなお解消しておらず、職員間で不均衡が生じていること、国や他の地方公共団体との制度の均衡を図る必要があること、また、高齢層職員の給与水準を是正し、世代間給与配分の適正化を図るため廃止することとする。

平成26年度については、経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額して支給し、平成27年4月1日に経過措置額を廃止することとする。ただし、平成26年度については、激変を緩和する観点から、減額する額に上限(10,000円)を設けることとする。

なお、高齢層の公民較差の解消を含む世代間の給与配分の適正化については、今後も続く課題であることから、本委員会は、本年、人事院が報告した俸給表構造の見直しも視野に入れた給与制度の総合的見直しを見据えながら、検討を進めていくこととする。

(2) 勤務実績の給与への反映

職員の能力・勤務実績を的確に把握し、その結果を給与等の処遇に反映させていく制度は、職員の士気の確保及び組織力の維持・向上の観点からも重要である。

任命権者にあっては、現行の評価手法等を十分に検証し、早急に適切かつ実効性のある制度の運用が必要である。

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為・有能な人材の確保

受験者の資質等を見極める人物面を重視した試験内容を構築していくことが重要であることから、より多くの受験者に対して面接を行っている。昨年度からは、採用後の勤務状況についてもフォローアップを行うことにより、面接結果の検証を始めており、昨年に引き続き、面接試験において受験者の人物をより適切に評価できる手法について研究を進めていく。

(2) 人材の育成

将来を見すえた計画的な人材育成という視点に立ち、引き続き職員のキャリア形成の支援と年代に応じた適材適所の配置に努め、本市の市政を担うにふさわしい高い行政能力を持ち、市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

(3) 人事評価制度

職員一人ひとりの能力を高め、本市の組織力を向上させるためには、能力・実績に基づく人事管理を行うことが重要であり、人事評価制度の評価手法、評価結果等の検証をさらに進め、能力・実績に応じた人事管理を徹底するため、今後は、人材育成に限定することなく、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用できるよう早急に検討を進めていく必要がある。

2 職員の勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減

「超過勤務の縮減に関する要綱」に基づき超過勤務における事前命令、事後確認の徹底や、ノー残業デーやライトダウン等全庁的な取組みが継続的になされているが、平成24年度の職員1人当たりの平均超過勤務時間数は、平成23年度よりも増加しており、特に月100時間以上の超過勤務を行っている職員数が大幅に増加している。

今年度は、職員によるワーキンググループを立ち上げ、超過勤務の縮減に向け取り組んでおり、組織全体として実効性のある取組みを推進していく必要がある。

(2) メンタルヘルス対策

メンタルヘルスについては、一朝一夕に問題を解決することは困難ではあるが、その予防や再発防止、職場復帰の支援等個々のケースに即した対策を組織全体として粘り強く進めていくことが重要である。

(3) 男性職員の育児休業取得率の向上

男性職員の育児休業取得を促進するためには、育児休業を取得しなかった職員に対して調査を実施するなどにより育児休業を取得しない原因を分析し、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備に引き続き取り組んでいく必要がある。

3 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢が平成25年度以降段階的に65歳へ引き上げられることに合わ

せ、現在よりも多くの職員が再任用を希望することが予想されることから、希望者に見合うポストをどのように確保していくかは喫緊の課題である。

高齢期の職員の豊富な勤務経験・知識を生かす組織管理や、高齢期の職員が増加する中で、若手職員を安定的・計画的に確保し、人事の新陳代謝を図ることが可能となるような人事管理等、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、高齢期の雇用に関する環境を早急に整備する必要がある。

4 公務員倫理の確保

職員にあっては、自らが全体の奉仕者として、より高い倫理観を求められていることを強く自覚するとともに、一人の非違行為が公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであることを常に意識して、日々の仕事に取り組むことが必要である。さらに、他の職場で発生した不祥事であっても、他人事として捉えるのではなく、自らの問題として捉え、自発的に業務を見直していくことが必要である。

不祥事の再発防止に向け、組織として業務のチェック体制を強化・徹底するとともに、法令遵守や倫理観の向上を図る研修により、すべての職員にコンプライアンス意識を根付かせ、職員一人ひとりが自信と誇りを持って働くことができるよう更に取り組んでいくことを強く求めるものである。

勸告

次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）、新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）、新潟市給与条例の一部を改正する条例（平成 18 年新潟市条例第 15 号）及び新潟市教育職員の給与及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年新潟市条例第 23 号）を改正することを勧告する。

教育職俸給表（1）及び教育職俸給表（2）の適用を受ける職員については、それぞれ新潟県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年新潟県条例第 59 号）に規定する教育職給料表（二）（特 2 級を除く。）及び教育職給料表（三）（特 2 級を除く。）の適用を受ける職員についての給料表その他の給与に関する措置（新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条で定める新潟市給与条例の規定の例によるものを除く。）に準じて所要の取扱いをすること。

4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は、次のとおりです。

意見申出 年 月 日	条例名	概 要	意 見
25. 11. 25	新潟市給与条例等の一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与等に関する報告及び勧告に従い、職員の俸給表の改定ほか所要の改正を行うもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 25 年 4 月 13 日施行）の施行に伴い、国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員に対して、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給するため、同手当を制定 ・横越地区家畜診療事業が平成 24 年度で廃止されたことに伴い、特殊勤務手当（接触手当）の関係規定を削除 	<p>職員の給与等に関する勧告に基づく改正のため適当な措置と考える。</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う手当の制定であり、異議はない。</p>
25. 12. 2	新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	人事委員会勧告に基づき、新潟県の教育職員の給与改定に準じて、俸給月額を調整する割合を改定するもの	教育職員の俸給表その他の給与に関する措置について新潟県教育職員への措置内容に準じた取扱いとするものであり、異議はない。
25. 12. 2	新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間における一般職の職員の給与の支給額を減額するため、新潟市給与条例（昭和 32 年条例第 60 号）等の特例を定めるもの	地方交付税法の一部改正を受け、市民サービスを維持する観点から、やむを得ず行われる特例措置と理解するが、特例期間終了後は適正な給与水準の確保を強く望む。

26. 2. 19	新潟市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	消防長及び消防署長の資格に関する基準はこれまで政令で一律に定めてきたが、消防組織法の改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）により、「政令で定める基準を参酌」して条例で定めるとされたことによるもの。	消防組織法の改正に伴い、消防長及び消防署長の資格について、政令で定める基準を参酌して制定するものであり、異議はない。
26. 2. 19	新潟市給与条例の一部改正について	大山台高齢者福祉センターの指定管理者制度への移行に伴い、同センターに勤務する市の職員がいなくなることから、センター名（「松鶴荘」、「大山台ホーム」を含む）を掲げる関係条例の規定の整理を行うもの	大山台ホーム等の指定管理者制度移行に伴い、関係条例を整理するものであり、異議はない。

5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

平成 25 年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

(1) 任用関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
市長	臨時的任用の職の承認について	1 人	承認 25. 4. 26
市長	臨時的任用の職の承認について	1 人	承認 25. 5. 8
市長	臨時的任用の職の承認について	1 人	承認 25. 6. 14
市長	臨時的任用の職の承認について	1 人	承認 25. 7. 16
市長	臨時的任用の職の承認について	3 人	承認 25. 8. 19
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例の承認について (東京国体に職員参加)	1 人	承認 25. 8. 23
市長	臨時的任用の職の承認について	6 人	承認 25. 9. 18
市長	臨時的任用の職の承認について	4 人	承認 25. 10. 23
市長	臨時的任用の職の承認について	5 人	承認 25. 11. 25

(2) 給与関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
市長 教育委員会教育長	俸給の調整額の特例承認について	50 人	承認 26. 3. 26
市長	俸給表適用の承認について	12 人	承認 26. 3. 26
市長 市議会議長 選挙管理委員会	昇格級決定のための承認について	90 人	承認 26. 3. 26

人事委員会委員長 代表監査委員 教育委員会教育長 消防長			
市長	俸給表の適用を異にして異動する職員の俸給決定のための承認について	1人	承認 26. 3. 26
市長	一般職の任期付職員の俸給決定のための承認について	3人	承認 26. 3. 26
市長 教育委員会教育長	人事交流等採用職員の俸給の決定のための承認について	26人	承認 26. 3. 26

6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

平成 25 年度における勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成 25 年（措） 第 1 号事案	現在の学校に残留させること	25. 3. 25	25. 4. 3 却下
平成 25 年（措） 第 2 号事案	元職場へ戻すこと	25. 9. 2	係属中

7 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、不服申立てをすることができます。

この不服申立てを受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

平成 25 年度における不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成 25 年（不） 第 1 号事案	転任処分取消	25. 5. 13	26. 3. 12 却下

8 苦情相談

平成 25 年度における職員からの苦情相談の概要は次のとおりです。

単位：人

任用 関係	給与 関係	勤務条件 服務関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	いじめ等 関係	その他	計
		1			1		2

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
新潟市職員組合	新潟市中央区白山浦 1 丁目 425 番地 9 市役所白山浦庁舎内
新潟市教職員組合	新潟市中央区旭町通 1 番町 86 番地
新潟市教職員労働組合	新潟市北区柳原 6 丁目 3 番 3 号
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市中央区川岸町 2 丁目 11 番 4 号 高校会館内

10 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているため、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

機関	職
本庁	議会事務局 局長，次長，課長及び課長補佐
	市長部局 理事，技監，危機管理監，部長，局長，担当部長，本部長， 会計管理者，部に置かれる次長，参事，課長，担当課長， 課長補佐及び課に置かれる室の室長 地域・魅力創造部の政策監，主幹及び市長が特に命じた主 査 地域・魅力創造部政策調整課及び大都市制度・区政創造推 進課の主幹及び市長が特に命じた主査 地域・魅力創造部の企画・広報監 文化スポーツ部の美術企画監 保健衛生部の医監 経済部の産業政策監 下水道部経営企画課の経理係長 総務部の副参事及び市長が特に命じた主査 総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長 総務部行政経営課の主幹及び市長が特に命じた主査 総務部のIT政策監 総務部人事課の人事並びに服務担当の主幹，主査，副主査 及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。) 総務部職員課の安全衛生係長及び給与係長並びに給与担当 の主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限 る。)並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事 財務部の税務監及び副参事 財務部財務課の係長 会計課の主幹及び市長が特に命じた主査 秘書課の秘書担当の主幹，主査，副主査及び主事
	教育委員会事務局 教育長，教育次長，教育政策監，課長，担当課長，課長補 佐及び課に置かれる室の室長
	教育総務課の総務係長及び職員係長並びに職員団体担当の 主幹，主査，副主査及び主事 学校支援課の総括指導主事 教職員課の総括管理主事及び管理主事並びに職員団体担当 の主幹，主査，副主査及び主事

	選挙管理委員会事務局	局長及び次長
	監査委員事務局	局長，次長及び次長補佐
	人事委員会事務局	局長，次長，次長補佐，主幹，係長並びに企画に関する事務を行う主査，副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長及び次長
区役所及び区役所の機関	区役所	区長，副区長，課長，課長補佐及び課に置かれる室の長 地域課の企画係長及び市長が特に命じた主査 総務課の総務係長及び管理財務係長
	福祉事務所	所長，課長及び課長補佐
	出張所	所長
	連絡所	主任
	北区郷土博物館	館長
	市民会館	館長
	新津地域学園	所長
	文化会館	館長
	潟東ゆう学館	館長
	中之口先人館	館長
	地域保健福祉センター	所長
	保育園	園長
	本庁又は区役所以外の機関	潟環境研究所
東京事務所		所長及び副所長
消費生活センター		所長
パスポートセンター		所長
美術館		館長及び副館長
文化財センター		所長
清掃事務所		所長
清掃センター		所長
白根環境事業所		所長
新津クリーンセンター		所長
処分地管理事務所		所長
東処理センター		所長
児童相談所		所長，副所長及び所長補佐
幼児ことばとこころの相談センター		所長
ひしのみ園		園長

明生園	園長
めいせいデイサポートセンター	所長
身体障がい者更生相談所	所長, 副所長及び所長補佐
知的障がい者更生相談所	所長, 副所長及び所長補佐
こころの健康センター	所長及び所長補佐
保健所	所長, 次長, 課長及び課長補佐
動物愛護センター	所長
食品環境センター	所長
食肉衛生検査所	所長及び所長補佐
衛生環境研究所	所長, 次長及び次長補佐
中央卸売市場	場長, 次長及び次長補佐
農業活性化研究センター	所長及び所長補佐
食育・花育センター	所長及び所長補佐
G I Sセンター	所長
新潟駅周辺整備事務所	所長, 次長及び次長補佐
技術管理センター	所長, 課長及び課長補佐
地域土木事務所	所長, 課長及び課長補佐
地域下水道事務所	所長, 課長及び課長補佐
下水道管理センター	所長, 課長及び課長補佐
市税事務所	所長, 課長及び課長補佐
税務センター	所長
資産税分室	所長
幼稚園	園長及び教頭
小学校	校長及び教頭
中学校	校長及び教頭
高等学校	校長, 教頭及び事務長
中等教育学校	校長, 教頭及び事務長
特別支援学校	校長及び教頭
生涯学習センター	所長, 次長及び次長補佐
中央公民館	館長及び館長補佐
地区公民館	館長
中央図書館	館長, 課長及び課長補佐
図書館(中央図書館を除く。)	館長

	総合教育センター	所長及び所長補佐
	視聴覚センター	所長
	教育相談センター	所長
	教育支援センター	所長
	学校給食センター	所長
	特別支援教育サポートセンター	所長

11 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされています。

(1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況

本市の事業所又は事務所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と新潟労働局とが協議して決定します。

この区分状況は、次のとおりです。

(平成26年4月1日現在)

所管	号別区分	事業所の名称
人事委員会	第12号 教育・研究 業	美術館・新津美術館・文化財センター・衛生環境研究所・農業活性化研究センター・北区郷土博物館・中之口先人館・図書館・地区図書館・総合教育センター・視聴覚センター・教育相談センター・中央公民館・地区公民館・生涯学習センター・小学校（給食場を除く。）・中学校（給食場を除く。）・高等学校・中等教育学校・幼稚園（給食場を除く。）・特別支援学校（給食場を除く。）
	別表第1 の各号に 属さない 事業	市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・幼児ことばとこころの相談センター・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所・食肉衛生検査所・中央卸売市場・新潟市食育・花育センター・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地域下水道事務所・下水道管理センター・区役所・出張所・連絡所・万代市民会館・西新潟市民会館・黒崎市民会館・新津地域学園・潟東ゆう学館・巻文化会館・消防局・消防署・出張所・議会事務局・教育委員会事務局・教育支援センター・選挙管理委員会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・中央農業委員会事務局・区農業委員会事務局

労働 基準 監督署	第1号 製造・加工 業	新潟市立学校給食場・給食センター
	第13号 保健・衛生 業	ひしのみ園・明生園・めいせいデイサポートセンター・こころの健康センター・ 保健所・食品環境センター・地域保健福祉センター・保育園
	第15号 焼却・清掃 業	清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・東処理センター・白根環境事 業所・新津クリーンセンター

(2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成 25 年度に職権を行使した事項は次のとおりです。

項 目	件 数
時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理	34
健康診断結果報告書の受理	18
死傷病報告の受理	5

12 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

平成 25 年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

(1) 規則

番 号	公布年月日 (施行年月日)	名 称	制定・改廃の概要
平成 25 年 第 3 号	25. 4. 3 (25. 4. 1)	新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	定期健康診断が職務として位置づけられることにより、健康診断の項目を削除

平成 25 年 第 4 号	25. 4. 10 (25. 4. 1)	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則及び新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	平成 25 年 4 月 1 日付組織改正に伴う改正
平成 25 年 第 5 号	25. 4. 10 (25. 4. 1)	新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則及び新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則	平成 24 年度をもって、新潟市横越地区家畜診療事業が廃止されることに伴い、江南区役所産業振興課に所属し、家畜診療業務に直接従事することを本務とする獣医師がいなくなるため、関連規則を改正
平成 25 年 第 6 号	25. 4. 23 (19. 4. 1)	新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	通勤手当に返納が生じないよう特定の事由があった場合に支給単位期間を調整する特例に、育児休業等の事由を加える
平成 25 年 第 7 号	25. 11. 27 (25. 12. 1)	新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、昇格時号俸対応表を改正
平成 25 年 第 8 号	25. 11. 27 (25. 12. 1)	新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例の一部改正に伴い、俸給の調整額に係る調整基本額を改正
平成 25 年 第 9 号	25. 11. 27 (25. 12. 1)	新潟市職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、人事交流採用職員等の経過措置額の算定基礎となる額等を改正
平成 25 年 第 10 号	25. 11. 27 (25. 12. 1)	新潟市職員の平成 25 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則	4 月からの公民較差を年間で見ても解消することとした 12 月の期末手当における特例措置（年間調整）に伴う人事委員会規則で定める事項を規定
平成 25 年 第 11 号	25. 11. 27 (25. 11. 27)	新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	通勤手当は、障がいのために歩行することが著しく困難な場合を除き、通勤距離片道 2 キロ未満の者については支給されない。障がいの等級は地方公務員災害補償法の別表で定められていたが、別表が省令で定められることになったための改正

平成 25 年 第 12 号	25. 12. 5 (25. 12. 5)	新潟市職員任用規則の一部を改正する規則	転職試験の規定を整備するための改正
平成 26 年 第 1 号	26. 1. 27 (26. 4. 1)	新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例別表第 1 の備考 2 に関する規則の一部を改正する規則	教育職俸給表の備考に規定する俸給月額に乗じる割合について、新潟県教育職員の改定に準じて、規則を改正
平成 26 年 第 2 号	26. 3. 31 (26. 4. 1)	新潟市職員任用規則の一部を改正する規則	地方公務員法第 22 条に基づく臨時的任用について人事委員会の承認権限を任命権者に委任しているが、その範囲を拡大できるようにするための改正

平成 25 年度

人 事 委 員 会 年 報

平成 26 年 11 月 発行

新 潟 市 人 事 委 員 会 事 務 局
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
(市役所白山浦庁舎 7 号棟 1 階)

任用係 TEL : 025-226-3515 (直通)

調査係 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-265-3151